

第 7 3 7 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 4 年 6 月 13 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
大宮	由紀枝	委員
小澤	さおり	委員
古畑	雄二	委員
小室	明子	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時32分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は14人となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は17名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 では、ただ今から『第737回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。それでは、議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の5月16日から6月12日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とすることを決定いたしました。5月19日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、5月20日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、『ファミリールール講座』を合計120回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、6月8日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の5月分の活動状況でございます。

委嘱しております協力員は129名、活動者数は4名、調査店舗数は13店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、『成人向け』などの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類、及び青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、及び、4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、5月は実施してございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 はい、説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問はございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

『調査・審議事項』と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1169号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年5月2日から令和4年5月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計91誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「GUSH COMICS『エリートモデルは発情したい』」、令和4年5月20日に株式会社海王社より発行されております。過去1年間の指定は1回でございます。

番号2が「Charles Comics No.211『トロける快感ソク堕ち悪魔』」、令和4年6月15日に株式会社メディアソフトより発行されております。過去1年間の指定は2回でございます。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、6月8日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、14名の方が出席されました。

番号1が「GUSH COMICS『エリートモデルは発情したい』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が5名です。その主な内容は、「二人のラブストーリーで、暴力的、人格否定的な面はないが擬音・体液描写が多く、特に性

器の消し方が甘く、正面から大きく描かれている所も多くあり強調している様に見える。指定該当。」などでございます。

「指定非該当」の方は7名で、その主な内容は、「ストーリーは純愛的なもので人格否定なども見受けられず問題はないと考える。局部の画が多いが、性器の消しも許容範囲と考える。指定非該当。」などでございます。保留の方が1名、関連会社のため意見表明なしの方が1名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「Charles Comics No.211『トロける快感ソク堕ち悪魔』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が10名です。その主な内容は、「人間と悪魔の性物語短編集。強制的・暴力的な描写はない。しかしセックス描写が多く、開脚時の描写も多い。性器も白抜きで書かれているが形状が分かり、誇張されている。擬音・体液描写も多い。青少年には不向き。指定該当。」などでございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性交場面も人格を否定する性的行為を容易に連想させるとは言えず、性器修整にも配慮が見られる。指定非該当。」などでございます。

なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

では、特によろしければ、調査に入ってください。よろしく申し上げます。

<図書審査>

○会長 では、皆さまご覧いただけたようですので、各委員からご意見を伺いたいと思います。では小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい、1誌目、2誌目とも、指定該当と考えております。両方とも全体的に性描写が多く、その性描写においても体液描写や擬音が多く、卑わいな感じを強く受けたため、両誌とも指定該当と考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい、2誌とも指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次に古畑委員お願いいたします。

○古畑委員 はい、まず番号1番につきましては、性交シーンが多く、性器の修整も甘いと思い

ました。指定該当でお願いいたします。

番号2につきましても、同じく性交シーン、性交場面が非常に多い、それから体液、擬音描写についても、ちょっと度が過ぎるような感じがしましたので指定該当でお願いをいたします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 私は保留でお願いいたします。まず、1冊目は、暴力や人格否定などなくストーリーとしては問題ないかと思いますが、性交シーンは多いものの性器の修整も甘い部分はありますが、青少年に悪影響を与えるとは直接思えないのでということと、2冊目は一部拘束シーンがありますが、ストーリーはまたこちら問題はないのかなというところで、ちょっとまた判断が付かずということで保留でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい、1誌目につきましては、ストーリー性は感じられ、強制的なもの、暴力的なものは特に感じられるものはございませんが、性交場面が多く、体液や擬音の描写も多いため、指定該当ということでお願いいたします。

2誌目につきましては、あまりストーリー性といったものは感じられない、性描写もかなり激しい、卑わい感があるというふうに感じまして、指定該当ということでお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 2誌とも性交シーンが全編大部分とは言い切れないのかなというふうに思っています。1誌目はストーリー性がありまして、ただ、体液描写なども多いかなというふうには思っています。

2誌目につきましては、悪魔であったり神様であったりという人間ではないものとの性交渉というところで、ファンタジーと言えばファンタジーなのですが、区分陳列がいいかなというふうに思っております。

自主規制団体からの聴き取り結果を拝見いたしますと、1誌目は非該当が7名というふうになっておりまして、そういったところも鑑みまして1誌目は保留とさせていただき、2誌目を区分陳列でお願いしたいと思っております。

○会長 はい、ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 一誌目は、擬音とか性交シーンが多過ぎます。人格否定とかはそんなないんですけれ

ども、性器が白帯で修整されており、形状が分かるし、指定該当でお願いしたいと思います。

2誌目は、性器は白抜きされており、男性器の形状が露骨に見えるところが多いし、体液、擬音の描写が多く、卑わい感を与えるということで指定該当でお願いいたします。

それで、この業者さんは1年以内に2回指定を受けておりますが、何回不健全指定を受けますと事業者に対してどのような罰則があるのでしょうか。

○若年支援課長 ただ今の委員のご質問につきましてお答えいたします。不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございます。

○I委員 ありがとうございます。

○会長 はい、よろしいでしょうか。

○I委員 はい。

○会長 それでは、次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい、1誌目ですが、性器の修整が甘いですね。それに比べて2誌目の方が若干配慮が感じられて、性器の描写については白抜きになっておりますが、1誌目も2誌目も共通しているのは性交シーンがかなり多く、総合的に判断して青少年には不向きだと考えます。1誌、2誌とも指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。1誌目についてですけれども、これは自主規制団体との打合せ会では、指定該当が非該当よりも少ないんです。ご覧になって分かりますが、ストーリーが即性交に結び付く展開の早さと、性交シーンにおける大腿部を広げた結合の箇所が目立つんです。それが後半、特に目立ってますので、この部分はちょっと青少年にはいかななものかと思えます。区分陳列の対象だと考えます。

2誌目の『トロける快感ソク堕ち悪魔』って、とろける快感で即落ち性交みたいな感じで、性器の修整もされてはいるんですけど、非常に甘い。それから、擬音や擬態も多くて体液描写もかなり多い。こっちも大腿部の強調っていうんですかね、大腿部と、その結合部分を、あからさまで描写が卑わいな感じを与えるところが目立ちます。ですから、これも区分陳列の対象ということで、両方とも区分陳列の対象でお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい、1誌目ですが、性行為のシーンで擬音、体液の描写が非常に多くて、激しさを増して見えるということと、性器は修整されているものの、見ればどうなっているかって分かりやすいということもあり、指定該当でお願いします。

2誌目についても、性行為のシーンが非常に多いということ、男性器は白抜きにはなっていますが、逆に形状がはっきり分かるということ、こちらも擬音、体液の描写が大変激しく描写されておりますので、指定該当でということをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次にF委員お願いします。

○F委員 はい、私はまず1誌目なんですけど、ストーリーはあるものの、性交シーンはそれなりにあって卑わい感を感じさせるものかなと思います。

一方で、自主規制団体からの聴き取り結果等を踏まえると、指定非該当の方が多かったりもして、ちょっと私も悩んでしまいます。先ほど他の委員からもありましたが、性器の消しの部分が少し甘いんじゃないかと思うところもありつつですが、ちょっと結論が出ず、1誌目は保留でお願いをいたします。

2誌目なんですけど、こちらは性交シーンが多く、ごめんなさい、ちょっと話を戻しまして、1誌目の方なんですけど、こちら、月刊誌に掲載をしているものを多分まとめたものなのかなと思って、その雑誌自体、成人対象、区分陳列の対象になってないものではないかと思うんですけども、その場合、この雑誌の取り扱いと、コミックの取り扱いが違うというのにはあり得る話なんだろうかとというのがちょっと分からなかった点で、1点確認をさせていただきたいです。

○会長 はい、分かりました。今のご質問はすぐに事務局、回答ができますか？

○若年支援課長 はい、掲載されていた月刊誌が調査の対象になっていたかというのをお答えできないところがございますが、さまざま雑誌についても個別に調査を行っているところがございますので、掲載されている雑誌単体と、このコミックについて、取り扱いが異なる場合はあり得るかと考えております。

○F委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○F委員 はい。ということで、やはり1誌目に関しては、保留ということをお願いいたします。

○会長 はい。

○F委員 2誌目に関してなんですけど、こちらはちょっと全編にわたり、性交描写が多く、また、

性器の消しはされているものの、形状が分かるであつたりとか、卑わい感を感じるもので、こちらは指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい、2誌とも擬音や体液描写のある性交シーンが多く、指定該当と考えます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 はい、二つとも指定該当でお願いいたします。二つとも全編わたって非常に性交シーンが多い。それから、暴力的・人格否定的な面はないんですが、擬音、体液描写が多い。性器の消し方が甘く、アップして強調しているような部分もあり、非常に卑わい感を与えるということで、青少年には不向きと考えます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい、1誌目は指定非該当でお願いいたします。施行規則第15条の第1項第1号イとロの該当ということで、全編大部分ということなんですけども、その卑わいな感じを与える部分というのはなかなか難しい、判断基準は難しいという部分があるというところと、今回自主規制団体のうち過半数以上が指定非該当ということもあるので、指定非該当でお願いいたします。

2誌目も指定非該当でお願いいたします。こちら、卑わいな感じというのはなかなか線引きが難しい部分もあると思いますし、こちらは保留と指定非該当を合わせると半分には達していないんですけども、一定の意見がありますので指定非該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。次にG委員お願いします。

○G委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。青少年に対して性的感情を刺激するかどうか、そう感じるのは個人差がありますので、自主規制団体のご意見うんぬんは参考とし、私個人としての考えで判断しております。

1誌目は、暴力的な描写や人格否定と取れる場面は感じられませんが、性交シーンの多さ、擬音、体液描写の多さ、それから性器の消しが甘いことから、成人向けだと考えます。

2誌目は、擬音、体液描写の多さ、性器の消しは白抜きにしてあるものの形状が明らかに分かって卑わい感が感じられるので2誌とも指定該当と思います。

○会長 ありがとうございます。では会長代理お願いいたします。

○会長代理 はい。2誌とも指定該当でお願いします。1誌目につきましては、確かに自主規制団体からの聴き取り結果で、保留であるとか、指定非該当という意見がかなりありましたが、この作品を見ますと、性交シーン、特に大腿部を大きく開いていると、先ほどそういう指摘もありましたけれども、私もそう考えます。卑わい感を与えるということで指定該当にしたいと思います。

2誌目も性交シーン、体液描写などあり、これも指定該当と思います。青少年に見せていいかどうかという判断から指定該当ということでお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。最後に私ですが、私も2誌とも指定該当、区分陳列でお願いしたいと思います。性描写の量の多少の多寡とか、あるいはストーリー性の程度について1誌目と2誌目の違いが若干はございますけれども、いずれも局部をアップにした刺激的な描かれ方がかなり多いと思います。従って、区分陳列で、青少年にはふさわしくない本だと思っています。

以上で皆さんの意見を伺いまして、若干の保留の方及び指定非該当の方がいらっしゃいますので、どなたか意見を修正しておきたいという方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

では、ないようですので、この審議会としては両方の図書とも指定で答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、次に、推奨映画に移りたいと思います。議事を進めます。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、「優良映画の推奨について」ご説明いたします。資料12ページをご覧くださいと存じます。

優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると推奨することになります。

資料の13ページをご覧くださいと存じます。諮問第1168号でございます。今回は1作品を諮問いたします。

作品名は『ゆめパのじかん』、制作者は記載のとおりでございます。

令和4年7月9日土曜日からポレポレ東中野にて公開を予定しております。

申請内容ですが、15ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分、小学生低学年、小学生高学年、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のどおりでございます。

また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」、及び第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」であるという申請内容でございます。

16ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、該当項目は第1号、第3号、第5号、及び第6号、対象は小学生、中学生及び高校生といたしました。

説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきましてご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についても事務局案が示されていますが、その評価も伺っていただきたいと思います。では小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい、迷う部分はあったんですけども、推奨とさせていただきます。迷う部分ですけども、物語が淡々としているというところはあるんですけど、子供たちが見たときに、監督等作った方の伝えたいことが伝わるのかなっていうところはちょっと迷いました。

また、豊島区で私も所管としてプレーパークを担当しておりますので、プレーパークっていう場所はとても必要で、素晴らしい場所だなという、この趣旨には賛同いたしております。

ただ、ここで取り上げられていたのが、不登校の子とかが少し強調されていたのかなっていうところで、ちょっとバランスというんでしょうか、そういうところで推奨していいのかどうかっていうところは迷ったところでございます。

ただ、子供たちのいろんな選択肢の中には、こういう場所があるんだよっていうことを子供たちに知ってもらってということも大切かなと思ひまして、最終的には推奨にいたしました。

そのことも、さまざま自分の中で考えたこともありまして、対象区分ですけども、小学生ではなく中学生、高校生にした方がふさわしいのではないかと考えております。

また、該当項目については事務局案に賛成でございます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。私は推奨に賛成です。この作品は、川崎市子ども夢パークという公設民営施設のドキュメンタリー映画で、子供たちの日常を丁寧に描いた作品でした。子供たちには学校の勉強だけでなく興味のあること、自分の好きなことに取り組んで一生懸命やること、こういったことの大切さもこの映画を見て分かるのではないかと思います。また、大人の方には、子供たちのためにこういう施設をつくっていかうということも思っていたらいいのかなと思いますので、ぜひ推奨したいと思います。以上です。

○会長 対象区分は、事務局案でよろしいですか。

○E委員 対象区分も、推奨の基準も事務局案どおりで結構です。

○会長 はい、ありがとうございました。次に古畑委員お願いいたします。

○古畑委員 はい、賛成でお願いをいたします。子供たちが生き生きとして生活しているところが表現されていて、世の中に自分の考えだったり、思っていることがなかなか表現できない子供たち、それから社会になじめない子供たちがいる中で、非常に生き生きと子供たちが自らの判断で行動されていて素晴らしいドキュメンタリーだと思いました。小学生、中学生、高校生に見てもらいたいんですけど、個人的な意見としては、ぜひ大人の方によく見ていただきたいなというふうに思いました。それから、推奨の基準につきましては、事務局のお考えと同感でございます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。大人にも見てもらいたいけれど、小学生、中学生、高校生区分でということよろしいですか。

○古畑委員 はい。

○会長 はい。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 私も迷いましたが、推奨でお願いいたします。迷った理由は、もちろん自分の力で屋台を組み立てて、イベントに参加したり、特技の木工を磨いて進路に踏み出そうとする女の子たち、だんだんと成長をしていく子供たちの姿がすごくほっこりとさせられるものではありません。

ただ、勉強だけが全てではないというところは共感するのですが、勉強もきちっと大切な学生という期間で必要なものでもあると思うので、これを見て勉強しなくていいよねっていうふ

うに思ってしまう子ももしかしたら出てきてしまうのではないかなというふうに思ったところで、それはどうなのだろうかというところはあったんですが、ただ、子供たちの居場所っていうのは今問題にもなっているので、やはり大切ではあることだとは思っているので推奨っていう形をお願いいたします。対象区分ですが、小学生、中学生、高校生で問題ありません。該当項目も1、3、5、6で問題ありません。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次に松崎委員をお願いいたします。

○松崎委員 はい、私も推奨ということでお願いできればと思います。この映画を見させていただいて、学校生活になじめないでいる子供たちが、自分たちが安心して居られる場所という居場所ということで、自分たちが居ていい場所、それが多世代にわたって小さな子供から大人まで、しっかり自分の未来も見据えて生きていけるような、そういう場づくりというふうなことについては、非常に今求められている部分ではないかなというふうに思いました。

ただ、学校現場で自分のありのままでいられない、そういう学校の問題っていうのも同時が上がってきているっていうようなことを考えますと、ちょっと複雑な思いもいたしますが、でも、どこの場所でも生き生きと子供たちが笑顔で生きていけるような、そういう場は地域でつくり上げることができれば、それはそれで幾つあってもいいのではないかなというふうに感じたところでございます。

対象区分につきましては、小学校高学年からでもいいのではないかなと、小学校高学年、中学生、高校生に、やはり大人の方も一緒に見ていただけるといいなかなというふうに思いました。

該当項目につきましては、事務局案でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にB委員をお願いいたします。

○B委員 はい、川崎市でできた子供の条例に基づいて実施されているこの子ども夢パークだと思うので、とても興味深いところだというふうに思っています。ただ、ドキュメンタリーで1時間半ぐらいだったかと思うんですが、ちょっと長くて、それを自分が体験するのはいいんですけども、見る側からするとちょっと長くて、小学校低学年にはなかなかちょっと難しいかなというふうにも思いました。

ただ、該当項目につきましては反対するものではありませんし、推奨でいいかと思えます。

○会長 ありがとうございます。一応、区分は小学校高学年以上がいいだろうということですね。では次にI委員をお願いいたします。

○I委員 はい。私も同じような考えなんですけども、この『ゆめパ』っていうのは、川崎市の子ども夢パークっていうことで、学校に行っていない子とか、行けない子供たちの学びの場でもあるようですね。安心してありのままの自分で過ごせることとか、ありのままの自分で過ごせる場所、居場所の力が見ててすごいと思いました。子供たちの顔が輝いて見えるんですね。川崎市において、これをつくったのは、2000年に子どもの権利条例ができて、当時不登校の小中学生たちが多く、子供の何かいろいろ事件があったようですね。それで子供の居場所の問題に重点を置いて条例作りにつながったということです。この条例を基に市民参画でつくられたので、子ども夢パークは本当に素晴らしいと思いました。でも、こういう施設の運営も、区の条例に入ってるから大丈夫のようなんですけども、すごく運営が大変だと思いますが、続けてほしいと思います。とてもいいドキュメンタリー映画だと思います。これで子供の居場所問題への関心も広がるといいなと思っております。対象区分は、事務局案でいいと思います。推奨でお願いいたします。年齢は、小・中・高校生でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。この映画ですが、子どもたちには自由な場所と自由な時間が必要だっていうことを教えてくれる良質なドキュメンタリー映画でとても良かったと思います。ですが、青少年向けの映画というよりは、大人がもっと子供たちのことを考えなければいけない、学ばなければいけないっていうことを教えてくれる大人向けの映画であるっていうふうに私は感じました。

ですので、迷ったんですが、青少年の健全な育成のため青少年に見てもらいたい映画というのとはちょっと違う、小学校低学年にはちょっと難しいかなっていう面もあったんですが、青少年に見てもらいたい映画とは、ちょっとひねくれた見方かもしれませんが、ちょっと違うのかなという気が私はしました。例えば、川崎市高津区の子供たちが見れば、ああ、あそこに行けばいいんだっていうふうに思うからいいんでしょうが、それ以外のそういう『ゆめパ』みたいなのを持たない地域の子供たちが見たらどういうふうに感じるんだろうかなというふうに思いました。自分たちには関係ないんじゃないかとか、自分たちはどうしようもないじゃないかっていうように思ってしまう可能性もあるのかなと思いました。ちょっと、ひねくれた見方かもしれませんが、そういうふうに感じてしまって、子供たち向けの映画ではちょっとないのかなって自分の中では感じてしまったので、今回は保留とさせていただけたらと思います。

○会長 では、保留でということによろしいですか。

○D委員 はい。

○会長 はい。では次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。今のご意見っていうのは、一面当たってると思うんですね。というのは、やっぱり児童生徒に対する過保護とか監視とか管理とかっていう教育といいますかね、どっちかという汚れちゃいけないとか、けがをさせちゃいけないとか、何か周りで心配し過ぎるようなところがあります。子供のときに、仲間で好きなことをしながら、けんかや仲間外れや意地悪とかを体験して行って、世の中に通用する人間になるような気がするんですね。どうも今、前の方おっしゃったように、管理っていうかな、どうしても縛っていくような教育が多くて、今、発達障害なんかが分かるようになってきましたけど、昔はあいつは性格が悪いからとか、一切、心の病とか何とかを考えずに付き合ってきたような気がするんです。そういう意味では、もう少しこのストーリーからすると、仲間外れにしたり、共同作業中に失敗したりするようなシーンがあってもいいような気がするんです。何かすごくうまくいく話ばかりが目立っていて、ちょっと私はきれい事って言ったら悪いですけど、この川崎市の夢パークが本当に夢のような世界のように描かれ過ぎているような気もするんです。ただ、こういうものがあって、泥だらけになったり、何か好きなことばかりやったりするような生き方っていうのがあらわされているんで、私は対象区分もそれぞれの世代がそれぞれのように見ればいいし、また、該当項目もそれぞれが感じることでいいと思うんですね。だから、ちょっと私たちから見ると、大人の方がこういうものを見ながら、子供の育て方はどうするべきかみたいなことは考えるべき点がある気がして、大人も見たいということは感じました。

○会長 ありがとうございます。推奨でよろしいでしょうか。

○A委員 推奨でいいです。

○会長 推奨は推奨で。大人も見たいと。

○A委員 はい。

○会長 では、次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。ドキュメンタリー映画ですが、ナレーションも最低限に抑えられて、見ていてかなり分かりやすくできていたなと思います。というのは、たくさん映像を撮る中で、ポイントを絞って編集されているからだと思います。話がちゃんと通っていて、分かりやすいですが、

本当はもっといろんな大変なことが起こっていたり、苦勞していることがあるんじゃないかと思います。しかし、その中で不登校の子供たちにスポットを当てて、その子供たちが大変生き生きと描かれている。こういう施設がいろんなところにあるといいかなと思いました。

そんなに自然豊かな地域でもないのかもしれないですけど、あれだけの場所の中で、危ないからこれやっちゃ駄目だっていうことも無く、いろいろな遊び方ができる施設ということで、大変うらやましいなとも思いました。大人にも本当に見てもらいたいという映画だと思います。推奨の基準及び対象は事務局のとおりで結構だと思います。推奨ということでお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい、私は結論から申しますと、推奨映画でお願いいたします。私も非常にいい映画だなというふうに思いました。今、他の委員のお話を聞いていても、やはりさまざまな見方ができる映画かなというふうに思っておりまして、条例の面而言えば、川崎市の条例からできたものであって、そういった公設民営で描かれていると、こういう場がつかれるんだということも知ることができますし、また、プレーパークということで、これは東京の世田谷羽根木プレーパークから始まったというようなお話もありましたが、泥んこだったりとか、火遊びができるといったようなこと、先ほど小澤委員からもお話があったかと思うんですけども、都内各地にもあるものであるということであったりとか、あと、先ほど不登校の児童生徒がすごく輝きながら、自らいろんなことを学んだり経験をすることができているという点で、非常に子供たちに選択肢を示すドキュメンタリー映画ではないかなと思っております。見る人によってさまざまな見方、シンプルに楽しむこと、映像を楽しむこともできますし、先ほどのような条例だったりとか、選択肢はさまざまあるということを示しているものでもあるのではないかと思います。

ですので、対象区分はこの事務局案のまま、低学年も含めて皆さんに見ていただいているいろいろ感じてもらうのがいいんじゃないかというふうに思います。

該当項目なんですが、この事務局案、1、3、5、6というところに関しては、特に反対するものではありません。

一方で、私は2も加えてもいいんじゃないかと思います。それは、例えば、この『ゆめパ』自体が条例にひも付いてできるといった点であったりとか、あと、登場人物の1人がさまざま経験をして、実際に宮大工、大工さんの会社ですかね、そういったようなところを見に行く

だったりとか、さまざまそういった社会のある面を学ぶこともできるんじゃないかというふうに思っております、項目は2も入れてもいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい。結果としては、推奨相当と考えましたが、ちょっと悩ましいと思いましたが、不登校等によって、とても苦しんだ子供たちが生き生きと活動している大変素晴らしい作品なのですが、一方で、何かを我慢しながら通学している子供がこれを見たときに、どのように影響するのか少し心配になった部分がありました。そういう意味では若干不安はありますが、作品全体としては大変素晴らしい作品だと思います。そのため、それぞれの子供、年代によって受け取り方は違うと思いますが推奨相当と考えます。

ただ、小さな子供たちが果たしてこの作品の目的や意図をどこまで酌めるのかという点は少し疑問に思いますので、小学校高学年ぐらいからの方が分かってもらえるのではないかと考えました。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 はい、こちら推奨相当でお願いしたいと思えます。不登校の子供たちが中心人物として描かれていて、夢パークが不登校の子供たちの居場所としてさまざまな経験、体験を通して学ぶという非常にまれな素晴らしい場として機能しております。実は、不登校のこの子供たちが、この夢パークを卒業するときはどうなるのかなっていうのが見ていながら非常に気になっていたところなんです、宮大工を志すお嬢さんの話が最後出てきて、彼女は彼女なりに夢パークを卒業して社会と折り合いを付けて、自分なりに社会人として生きていく道を見つけ出したってということで、これはあくまでも一つの事例なんだろうけど、ここが描かれてあったから、世の中の現実と夢パークも折り合いが付いているところがあるのかなと思ひまして、少しほっとした次第ではあります。

皆さまおっしゃっておられるように、いろいろな年代の方に親御さんも含めて見ていただきたいですし、やっぱり教育の在り方として非常に考えさせられる作品だなと思ひました。対象区分、該当項目につきましては、事務局案に賛成いたします。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。映画見させていただきまして、その川崎市子ども夢パーク自体も素晴らしいも

のだと思いますし、本当に映画自体も不登校からいろいろ悩んでた中で自分の人生というものを一人一人が、子供たちが考えて成長していくとか、旅立っていく部分についても感銘を受ける部分はありました。

ただ、映画というのは、私は一つの価値観だと思うんですけども、これが、東京都が果たして特に優れたものというところで推奨することは正直なところどうかなと思っているので、保留でお願いできればと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい、地域の中で子供の居場所づくりをというのは、今の子供たちの状況で、どこの青少年健全育成団体も抱えている問題です。公設民営でそれを実現している映画ですが、やはりいろんな小競り合いだったりあったと思うんです。実際には、そんないいことばかりではなくて。ただ、子供たちにとって、もちろん学校に行けている子も、行けていない子も、自分たちで考えて行動するという、その生きる力というものを育むためには、なるのではないかなと判断いたしました。

ただ、これを実現するためには、やはり大人の力、地域の力が必要ですので、これは大人の方にも見ていただかなければならない映画かなと思っております。

もちろん、これは推奨ということなんですけれども、対象区分は事務局と同じで小学生から高校生までで構わないんですけれども、該当項目について、私も「青少年が知識を身に付けて教養を深めていくことに役立つもの」という2も入るんじゃないかなと思うのは、これを見た中学生、高校生がそれを身に付けて、こういうことができるんだ、こういうことをしていくことがいいことなんだ、これも素晴らしいことなんだと、いろんなことを考えながら大人になっていった場合に、おそらくこういう子供の居場所づくりに力を貸せる大人が1人でも増えるということを望ましく思ってこの2を加えたらどうかなと思っております。推奨でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に会長代理お願いします。

○会長代理 はい、少し迷いましたが、推奨でお願いしたいと思います。ただ、年齢区分については、考えたいなというところですか。ポイントは、不登校の子供たちだと思います。資料の推奨理由のところ、「学校以外にも子供たちの居場所があることや、子供たちの居場所をつくらうとする大人が存在することを認識することで青少年の健全な心身の成長に資することが

できる」と。ここが一つのポイントで大事な部分だと思います。そういういい映画であると思うのですけれども、ただ、このところを理解できるのは、おそらく大人はもちろんですけれども、ある年齢以上ではないかと思います。ですから、中学生、高校生、大人、小学生入れるとしても高学年以上かなというふうに考えます。

先ほども指摘がありましたように、学校に通っている子供たちでも、不登校寸前の子供たちとか、いろんな子供たちがいて、こういう道もあるっていうことを示すことも大事だと思うのですけれども、非常にデリケートな問題でもあるので、あえて低学年の子供たちにも都として推奨する必要があるのかなという思いがあります。せめて小学校高学年以上ということで私は考えたいと思います。

○会長 ありがとうございます。最後に、私も推奨でお願いしたいと思います。子供を育てることに関わる全てのあらゆる立場の大人の人にもぜひ見てほしいような映画と思いました。

それから、また、この『ゆめパ』という場の運営の仕方の素晴らしさ、それから、子供たちの発言がすごく前向きで、キラキラ輝いている目などが大変印象に残った良いドキュメンタリーだと思いました。

実は、私も、小学校低学年がどうかなと今も迷ってはいますが、立場、立場で見れば何か吸収できるという発想に立って、事務局案で推奨ということでひとまず意見は言っておきたいと思います。

それでは、今回、保留の方がいらっしゃったり、また、区分についてご意見が出ていますので、区分については小学校の高学年からがいいのではないかなど、意見の変更の方がいらっしゃいましたら、この場でご発言をお願いいたします。

では、特に追加のご意見等ないようですので、多数決で、事務局案で優良映画として推奨するという事で答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 どうもありがとうございました。では、以上で本日の議題は終わり、事務局から追加の連絡事項がございましたらお願いします。

○若年支援課長 はい、都民からの申出は5月はございませんでした。なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日の調査・審議事項はこれで終わりになります

が、最後に全体の運営等についてご意見等言っておきたいことがあるという方はこの場でお願いいたします。はい、どうぞ。

○F委員 ありがとうございます。不健全図書について、事務局に質問と少し意見を申し述べさせていただきます。

不健全図書に指定されると青少年への販売等が禁止され、区分陳列等の対象になるということというふうに理解をしております、条例上もそうなっているかと思えます。一方で、この指定されたことによってA社等でネット販売ができなくなるというような話を聞いていて、東京都、事務局としてそういったものを認識されているのか、また、先ほど私が申し上げました条例の趣旨、これは青少年に不健全なものなのであって、成人向けとして販売することを禁止するものではないという理解が合っているかというところをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○会長 はい、では事務局よろしいですか。

○若年支援課長 はい、ご回答いたします。A社につきまして、そのようなお尋ねのような取り扱いをしているということは承知をしております。また、東京都青少年健全育成条例の図書類に関する規定でございますが、漫画等の創作や出版、18歳以上の方の閲覧や購入を一切規制するものではなく、青少年への販売等が制限されるにとどまるものと考えております。

○会長 どうぞ。

○F委員 ありがとうございます。であれば、やはり過剰な規制がかけられてしまっている状況なので、審議会としてなのか、東京都としてなのか、何らかやはり働き掛けるべきではないかとも思っております。特に、A社さんということで、本社はアメリカの会社ですので、もしかしたらですけど、英訳の問題であったりとか、ちょっと誤解を与えてしまっているようなところもあるんじゃないかなと思っております、民間企業のご判断ではあるんですが、作家の方であったりとか、影響の大きい話ですので、ここは何らか対応ができるといいんではないかと思っております。以上です。

○会長 他に何かございますか。はい、どうぞ。

○H委員 ちょっと、今に付随する部分なんですけども、東京都の措置がやはり正しく伝わっているかどうかという部分、さっきF委員がおっしゃってましたけども、どのような措置を出しているか、恐らく今、はがきか何かで通知をされてると思うんですけども、その内容自体は公表

されているものなのか、それとも審議会のメンバーはそれを見ることができるのか、もし今分かれば教えていただければと思います。

○会長 今、事務局は回答可能でしょうか。要は、告示以外に一般的にどういう通知を行っているかということですね。

○若年支援課長 はい、事務局からお答えいたします。不健全図書として指定された図書につきましては、書店、関係団体等に指定されたことの実状についてのお知らせをはがきによりましてお伝えをしているところでございます。

その内容をお伝えすることは可能かというところのお尋ねでございますけれども、詳細、また確認させていただきたいと思っております。

○会長 よろしいでしょうか。

○H委員 はい。

○会長 では、他になければこれで調査・審議事項は終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、傍聴人の方が入室されるので、図書名が分かる資料等はしまってくださいようお願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『ゆめパのじかん』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申を頂きました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は令和4年6月17日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和4年6月21日火曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年6月16日木曜日となります。

告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開はお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和4年7月11日月曜日の15時30分から、

場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。長い時間になりましたが、ありがとうございました。

午後 5 時 7 分閉会